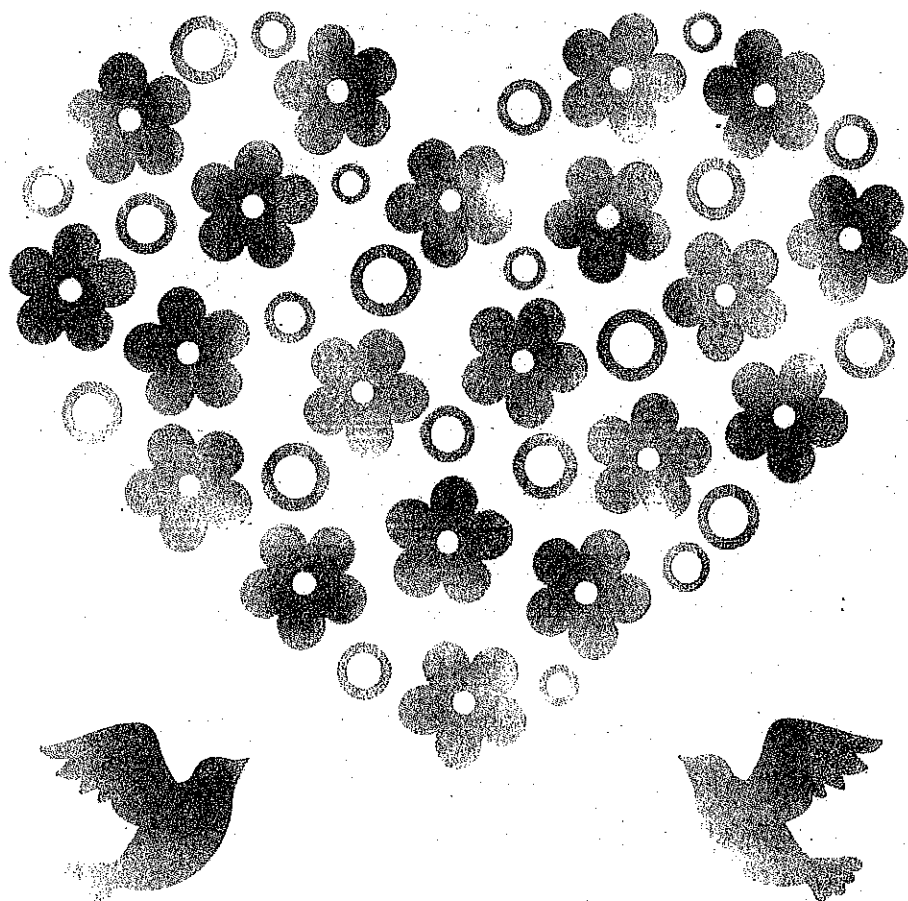


児童扶養手当 制度のしおり

令和5年度版



児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や、母又は父に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

葛城市役所 こども未来創造部 子育て支援課

1. 児童扶養手当を受給できる方

手当を受けることができる方は、下記①から⑨の手当の受給要件にあてはまる児童を監護している母又は監護し、かつ生計を同じくする父、あるいは母又は父にかわってその児童を養育している方です。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいますが、児童の心身に、政令で定める程度の障害(特別児童扶養手当の対象と同等の概ね中度以上の障害)がある場合は20歳までになります。

【手当の受給要件】

- ① 父母が婚姻を解消(離婚等)した児童。
- ② 父(母)が死亡した児童。
- ③ 父(母)が政令で定める程度の障害(概ね重度以上の障害)の状態にある児童。
- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童。
- ⑤ 父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童。
- ⑥ 父(母)が配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令(保護命令)を受けた児童。
- ⑦ 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童。
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童。
- ⑨ 前号に該当するかどうか明らかでない児童。
(例:父母ともに不明である児童 など)

2. 児童扶養手当の手続き(認定請求)

手当は、受給資格認定を受けた後、請求日の属する月の翌月分から支給されます。さかのぼって手当を受給することはできませんので、要件に該当する場合は、お住まいの市町村役場の担当窓口で速やかに手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】 必要書類が全て揃ってからの受付となります。

- ①児童扶養手当認定請求書(市町村役場の担当窓口にあります。)
- ②請求者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本(省略のないもの)
※発行後1ヶ月以内のものを提出してください。
- ③預金口座の通帳をコピーしたものか預金口座確認書に金融機関で証明印を受けたもの
※請求者等の個人番号の記載と、これに伴う本人確認が必要です。
※その他の必要な書類については、市町村役場の担当窓口でおたずねください。

3. 児童扶養手当の月額

請求者又は配偶者及び扶養義務者(同居している請求者の父母や兄弟姉妹など)の前年所得(1月から9月の間に請求された場合は前々年所得を確認します。)と、税法上の扶養する人数に応じ規定されている所得制限限度額(4頁を参照してください。)により、支給区分(全部支給、一部支給、全部停止(支給なし))が決まります。

手当の月額は「物価スライド制」により今後改定される場合があります。

児童1人の場合	全部支給：45,500円 一部支給：45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	全部支給：10,750円 一部支給：10,740円～5,380円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	全部支給：6,450円 一部支給：6,440円～3,230円

一部支給額は、受給者の所得により10円単位で決定されます。

児童1人の場合 = 45,490円 - { (受給者の所得額 - a) × 0.0243007円 }

※1 ※2 ※3

2人目の加算額 = 10,740円 - { (受給者の所得額 - a) × 0.0037483円 }

※1 ※2 ※3

3人目以降の加算額 = 6,440円 - { (受給者の所得額 - a) × 0.0022448円 }

※1 ※2 ※3

{ } 部分の額については10円未満を四捨五入します。

※3 この所得制限係数も物価変動等の要因により改定されます。

○平成26年12月以降、受給者又は対象児童が公的年金等を受給できる場合(対象児童が公的年金の加算対象の場合を含む)には、児童扶養手当額と公的年金等の支給額の差額分が支給されます。公的年金等を受給できるようになった場合には、速やかにお住まいの役場窓口へ届け出てください。

4. 手当の支給の方法

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは定時払いとして年6回(1月期、3月期、5月期、7月期、9月期、11月期)、請求者の指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

支払期	1月期	3月期	5月期	7月期	9月期	11月期
支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日
支給対象月	11～12月分	1～2月分	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分

※支払日が土・日・祝日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日となります。

5. 児童扶養手当の支給年度と所得制限について

①児童扶養手当の支給年度について

児童扶養手当は毎年11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、年単位で手当の額を決定します。

②あなたの所得について

あなたの令和4年中の所得が、政令で定める額(所得制限限度額表を参照してください)以上の場合には、令和5年11月から令和6年10月までは一部支給停止又は全部支給停止となります。受給者が母又は父の場合、所得の中には、離婚された場合等、その監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益(いわゆる「養育費」)を受け取っていれば、その金額の8割分も含まれます。

③配偶者や同居されている扶養義務者の所得について

配偶者又はあなたの民法第877条第1項に定める扶養義務者(あなたの父母、祖父母、子、兄弟姉妹等)で、あなたと生計を同じくする者の令和4年中の所得が、政令で定める額(所得制限限度額表を参照してください)以上であった場合には、令和5年11月から令和6年10月までは全部支給停止となります。

④所得の計算方法

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等※) + 養育費等の8割分
(受給者が母又は父の場合のみ) - 80,000円 - 諸控除

※給与所得控除又は公的年金控除が含まれる場合は、年間収入金額からさらに10万円を差し引きます。

【諸控除の額】

(受給者が母であれば、寡婦控除とひとり親控除は控除しません。

また、受給者が父であれば、ひとり親控除は控除しません。)

勤労学生控除	270,000円	配偶者特別控除	住民税で 控除された額 (控除額は人によっ て異なります)
障害者控除	270,000円	雑損控除	
特別障害者控除	400,000円	医療費控除	
寡婦控除	270,000円	小規模企業等掛金控除	
ひとり親控除	350,000円		

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	母（父）または養育者		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給停止	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算	扶養親族1人につき 380,000円 ずつ加算
加算額	・70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族 1人につき 100,000円 ・特定扶養親族(※) 1人につき 150,000円		・老人扶養親族 (扶養親族と同数の場合は、1人を除き) 1人につき 60,000円

(※)税法上の扱いとは異なります。

6. 児童扶養手当の認定を受けられた方の手続き

次のような場合は、お住まいの市町村役場の担当窓口で必要な手続きをしてください。必要な手続きをされていない場合には手当が差し止められたり、手当の支給が遅れたりしますので、必ず行ってください。

なお、①・②については提出時期到来前に必要書類の提出について市町村役場の担当課より連絡します。

①現況届

毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出する必要があります。

現況届を提出しないと11月分以降の手当を受けることができません。

また、現況届を2年間提出しないと児童扶養手当の受給資格がなくなりますので注意してください。

* 手当の受給開始から5年等が経過している方については、次の②の「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届」も併せて提出していただく必要があります。

②一部支給停止適用除外事由届

手当の支給開始から5年等が経過している受給者の方は、就業していること又は就業活動を行っていること、あるいは就業が困難な事情があることを届け出ていただくことが必要です。届の提出がない場合は、手当額の2分の1が支給停止になりますので、期限までに必ず提出してください。

<対象者>

- ア 手当の支給開始月の初日から起算して5年(認定請求した日において、3歳未満の児童を監護する方は、当該児童が3歳に達した日の翌月の初日から起算して5年)を経過した方
- イ 手当の支給要件(離婚、父(母)の死亡等)に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過した方

5年等の期間が経過する月の月末までに届に必要な書類を添付して、お住まいの市町村役場に提出してください。なお、5年等満了月の直前の時期の児童扶養手当現況届(8月)と併せて提出することができます。届は、5年等を迎える時点で初めて必要になりますが、その後は、毎年現況届と併せて提出していただきます。

* 対象となる方に対しては、事前にお知らせします。

手当額が2分の1になる措置の適用を受けないためには、次の要件のいずれかに該当していることが必要になります。それぞれ要件に該当していることを示す書類を添付して届けてください。

【一部支給停止適用除外事由】

- 一 受給資格者が就業していること。
- 二 受給資格者が求職活動等その他自立に向けた活動を行っていること。
 - ア 福祉事務所等において自立支援プログラムを策定することが予定されていること又は当該プログラムに基づいて支援を受けていること。
 - イ 母子家庭等就業・自立支援センター(奈良県スマイルセンター)において就業相談、講習会等を受けていること。
 - ウ 公共職業安定所において求人情報の提供、職業相談等を受けていること。
 - エ 民間職業紹介事業者又は派遣事業所において、2回以上、求職相談、派遣労働者登録等を行っていること。
 - オ 求人者に採用選考を受けたこと。
 - カ 雇用保険法に規定する求職者給付(傷病手当を除く。)を受給していること。
 - キ 職業訓練校、専修学校その他養成機関に在学していること。
- 三 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に定める障害状態にあること。
- 四 受給資格者が疾病・負傷、要介護状態その他これに類する事由により就業することが困難であること。
- 五 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害、疾病・負傷、要介護状態その他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業することが困難であること。

③資格喪失届

次のような場合は、手当の資格がなくなりますので速やかに手続きをしてください。
届出をしないで手当を受けていますと受給資格のなくなった月の翌月分から受給していた手当は、全額返還していただくことになります。

【資格喪失の要件】

- ・あなたが児童の母(父)の場合、あなたが婚姻したとき(事実婚等異性と同居等を含む。)
- ・あなたが児童の母(父)以外の養育者の場合、あなたと児童が別居したとき
- ・あなたが、児童を監護しなくなったとき
- ・あなたや児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・あなたや児童が、死亡したとき
- ・児童が18歳到達後、最初の3月31日を迎えたとき
- ・児童が、児童の父(母)と同居するようになったとき
(父(母)が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除きます)
- ・児童が、児童福祉施設や社会福祉施設に入所したとき(通所の場合は除く。)又は里親に委託されたとき
- ・養育者が児童と別居するようになったとき
- ・児童の父(母)が、政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき
- ・児童の父(母)が、出所したとき
- ・遺棄していた児童の父(母)から連絡や仕送りがあったとき

④公的年金給付等受給状況届

新たに公的年金を受給できるようになった、又は受給できなくなったときは、児童扶養手当額が変更となりますので、速やかに届け出てください。さかのぼって公的年金を受給された場合は、手当の返還が必要となります。

⑤額改定請求書・額改定届

手当の支給対象となる児童の数が変動した場合(例:子を出産したとき、子を引取ったとき、あなたが養育する子が父又は母に引取られたときなど)には手当額が変わることがありますので、届出をしてください。

手当額が増額される場合は請求の翌月分から、減額される場合は、その事由が発生した翌月分から(届出の翌月ではありません。)となりますので、手続きが遅れないようご注意ください。

⑥その他の届

◇証書亡失届

証書をなくしたとき

◇氏名変更届

あなたや児童の氏名が変わったとき

◇支給停止関係発生・消滅届

あなたが、所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき
所得申告の修正、更正をしたとき

◇住所変更届

住所を変更したとき

(県内、県外を問わず、必ず元の住所地の(市)町村と新しい住所地の(市)町村の両方の児童扶養手当窓口で手続きしてください。)

◇金融機関変更届

手当を受け取る金融機関を変更したいとき



葛城市役所 子育て支援課（當麻庁舎）

〒639-2197 葛城市長尾 85 番地 TEL：(0745) 48-2811（代表）